

■ ついていますか？ TS マーク

自転車も定期的に整備を行ってください。

「加害者」にも「被害者」にもなる自転車。どちらになっても痛い目にあうのは同じです。

もしものときに備え、年1回、**自転車安全整備士のいる自転車安全整備店で自転車の点検・整備（有料）**を受け、傷害補償と賠償責任補償の保険がついている「TSマーク（1年間有効）」を貼ってもらいましょう。

きちんと点検・整備を受けることで整備不良による事故を未然に防ぐことにもなります。

このマークのある自転車安全整備店で点検・整備（有料）を受けて、TSマークを貼ってもらうと保険が付帯されます。



*付帯保険を失効しないように、自転車安全整備店での点検整備を毎年、定期的に受けましょう。



青マーク

賠償責任補償
1,000万円
(限度額)



赤マーク

賠償責任補償
2,000万円
(限度額)

保険の内容 TS マーク 種別	傷害補償		賠償責任補償
	自転車に乗っている人が交通事故にあり、その日から180日以内に入院したり、死亡または重度後遺障害を被った場合、保険金を受け取ることができます。	入院 (15日以上)	自転車に乗っている人が歩行者など他の人を死傷させて法律上の損害賠償責任を負った場合、相手や遺族に賠償金を支払うことができます。
青マーク	死亡もしくは 重度後遺障害(1~4級)	一律 30万円	死亡もしくは 重度後遺障害(1~7級) 1,000万円(限度額)
赤マーク	死亡もしくは 重度後遺障害(1~4級)	一律 100万円	死亡もしくは 重度後遺障害(1~7級) 2,000万円(限度額)

※国家公安委員会の型式認定を受けた「駆動補助付自転車(アシスト自転車)」には、購入時から1年間有効の緑色のTSマークが貼付されています。保険の内容は赤マークと同じです。

点検・整備費用(TSマーク貼付)		
種別	新車 購入時	使用中の 自転車
青マーク	300円	1,500円
赤マーク	500円	1,500円

※整備の際に部品代等が別途発生する場合があります。

※北海道自転車軽自動車商業協同組合(TEL.011-813-5100)調べ

■ 自転車には防犯登録が法律で義務付けられています。

自転車利用の増加にともない、盗難被害が多発しています。防犯登録は、そうした被害を未然に防止するだけでなく、盗難にあった場合でも発見される可能性が高くなります。必ず防犯登録をしましょう。

【登録手続き】自転車防犯登録所(自転車販売店)で登録ができます。

※「防犯登録」は、損害賠償保険ではありません。



セーフティ 自転車ライフ

編集・発行：
札幌市・札幌市交通安全運動推進委員会

(札幌市中央区北1条西2丁目 ☎211-2268)
<http://www.city.sapporo.jp/kotsuanzen>

資料協力：
北海道警察本部交通部



平成22年3月発行



セーフティ 自転車 ライフ

Safety Bicycle Life

◆札幌市内の自転車事故発生状況

自転車安全利用5則
札幌市内の自転車事故はどのように
起きているのでしょうか? 2

◆自転車の主な交通ルール

自転車はどこを走ったらよいのか? 4
危険・迷惑な自転車の乗り方 6

◆交通事故の代償

そのときあなたに何が起る!? 11
問われる責任 12
損害賠償の減額も 13

◆自転車事故多発パターン

これだけは注意しよう 14

毎月、第1・第3金曜日は「自転車安全日」です。

札幌市・札幌市交通安全運動推進委員会

自転車安全利用5則

自転車はとても便利で環境にやさしい乗り物です。ところが、間違った乗り方や、ルール・マナーを無視した乗り方は重大な交通事故につながることもあります。

正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

① 自転車は、**車道が原則**、歩道は例外

② 車道は**左側**を通行

③ 歩道は**歩行者優先**で車道寄りを徐行

④ **安全ルールを守る**

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤ 子供は**ヘルメット**を着用



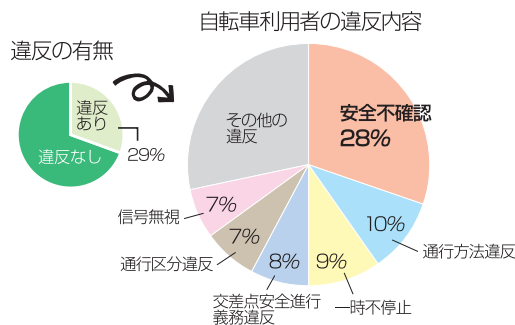
札幌市内の自転車事故は どのように起きているのでしょうか？



わたしたちに最も身近な交通手段のひとつ「自転車」…。

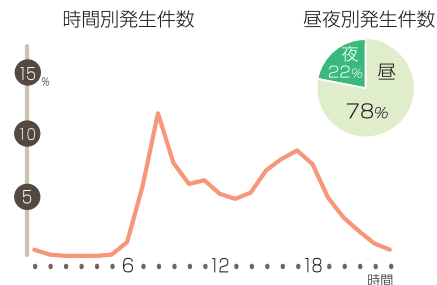
自転車に乗るときは、交通ルールを守り、安全な利用を心がけて事故にあわないようにするとともに、クルマや歩行者の迷惑にならないよう注意して利用しましょう。

● 周囲への安全不確認による事故が多い

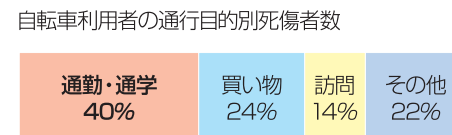


※基礎データ提供：北海道警察本部交通部／数値は過去3年間の累計5,978件の構成率（本文中の構成率（%）は、小数点以下第1位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。）※統計は平成21年12月末時点のものです。

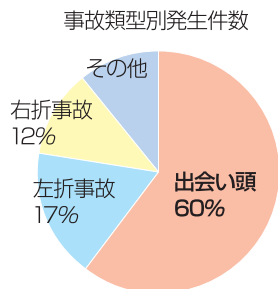
● 昼間の事故が4分の3を占め、特に朝と夕方に多発



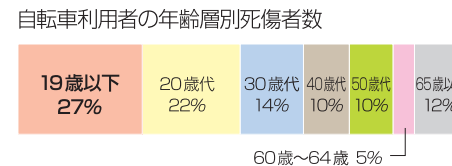
● 通勤・通学、買物、訪問などの途中の事故が多い



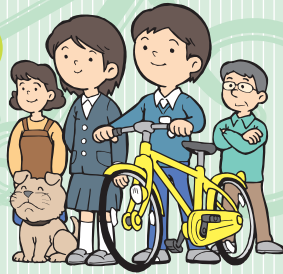
● 出会い頭の衝突が6割以上



● 死傷者は19歳以下が最も多く、次いで20歳代が多い



自転車はどこを走ったらよいのか？



1 歩道のある道路では 車道の左側端

※道路状況に応じて歩道と車道外側線の間も通行できます。



2 歩道のない道路では 路側帯を通ることができる

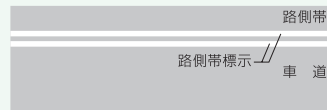
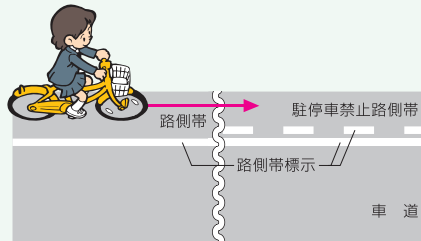
※歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行する。

- 白線一本で区切られた路側帯
- 白線一歩と点線で区切られた路側帯
- 歩道も路側帯もない道路ではその左側端を通行します。

参考

- 白線二本で区切られた路側帯は歩行者専用です。

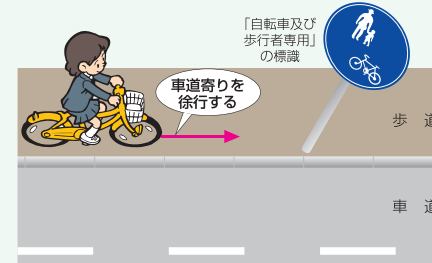
※自転車は車道の左側端を進行する。



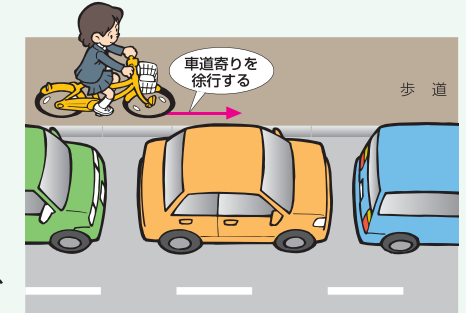
3 歩道を通行してもよい場合

※ただし、歩行者の安全を確保するため警察官等が歩道を通行しないように指示したときは、通行できません。

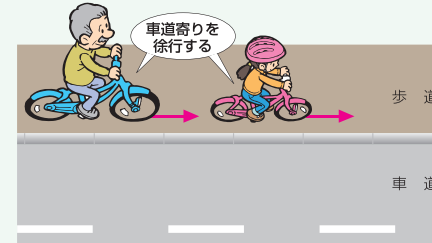
- 「歩道通行可」の標識等があるとき



- 車道または交通の状況に照らしてやむを得ないと認められるとき



- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転するとき

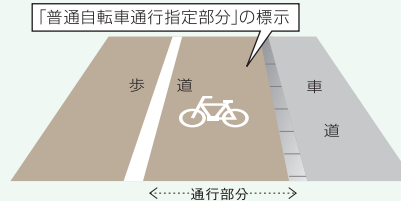


例えば

- 道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側の通行が困難。
- 自動車等の交通量が著しく多く、車道の幅が狭いなどのため、自動車等との接触の危険がある。

歩道を通行する場合のルール

- 歩道の車道寄り部分を徐行する。
歩道に「普通自転車通行指定部分」があるときはその部分を徐行する。



「普通自転車通行指定部分」を通行していて、歩行者がいないときには、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。
※「安全な速度」とは、すぐに徐行に移れる速度で、大人のランニング程度の速さをいいます。

- 歩行者の通行を妨げそうなときは一時停止する。



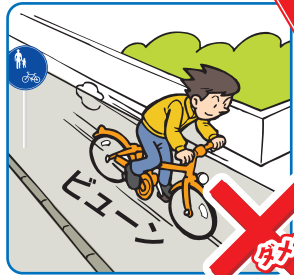
歩道は歩行者が優先
歩道とは、歩行者の通行に役立てるための道路です。

気付いてください! 危険・迷惑な自転車の乗り方

やめよう! /



歩道でのハイスピード通行



3月以下の懲役
または5万円以下の罰金

歩道はあくまでも「歩行者優先」です。歩行者に恐怖感をあたえないよう、徐行で通行するのがルールです。また、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、**一時停止**をしなければなりません。



やめよう! /

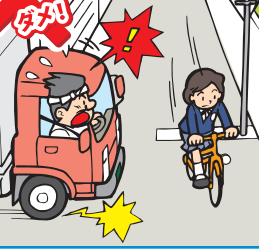
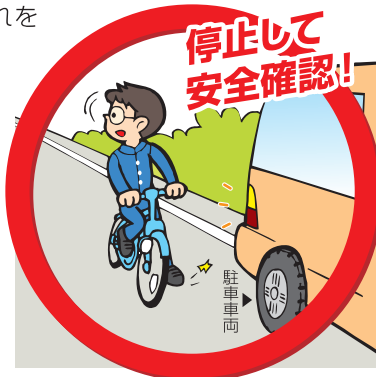


急な進路変更など



3月以下の懲役
または5万円以下の罰金

車道での急な進路変更や歩道から車道への急な乗り入れは、車の運転者がそれを予測していなかった場合、衝突してしまう危険があります。進路を変えるときや車道へ乗り入れるときは、**必ずいったん止まって周囲の安全を確かめましょう。**



やめよう! /



一時不停止

3月以下の懲役
または5万円以下の罰金

交差道路の様子がよく見えない場合は、停止線の直前で一時停止した後、よく見える位置まで少しずつ進みましょう。

一時停止の標識や標示がある場所では、**停止線の直前でいったん止まらなければなりません。**狭い道路から広い道路に進行するときは、標識などの有無に注意を払い見落とさないよう気をつけましょう。標識などを無視して飛び出すのは絶対に禁物です。

一時停止の標識

止まれ



やめよう! /



二人乗り



2万円以下の罰金
または料料

自転車の二人乗りは道路交通法違反です。二人乗りは、万一の危険を避けるときなどに**バランスを崩しやすくなったり、ブレーキをかけてから止まるまでの距離が延びる**など事故につながりかねませんので絶対にやめましょう。



やめよう! /

STOP 運転しながら携帯電話 



罰金 5万円以下の罰金



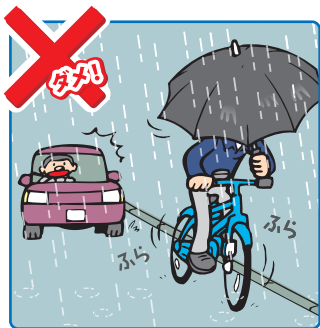
ヘッドホン等をつけて音楽を聴くなど、周囲の音が聞こえない状態で、自転車を運転するのはやめましょう。

携帯電話で通話やメールをしながら走ると片手運転になるだけでなく、周囲への注意がおろそかになり大変危険です。

携帯電話を使用するときは自転車から降りて、他の歩行者の邪魔にならない場所で使用しましょう。

やめよう! /

STOP 傘さし運転 



罰金 5万円以下の罰金

傘を前に傾けたり深くさして自転車に乗ると、車や歩行者などを見落としてしまいます。また、片手運転になるため、ふらついて後続車に迷惑をかけたり、ハンドルやブレーキの操作を確実に行うことができず、危険をとっさに避けることができなくなります。降雨時に自転車に乗るときは、雨合羽を着用しましょう。

やめよう! /

STOP 横に並んで通行 



罰金 2万円以下の罰金 または 料料

自転車は原則、他の自転車と横に並んで通行することはできません。歩道では歩行者の、車道では自動車の通行の妨げになるので、縦一列になって走りましょう。



並進可の標識

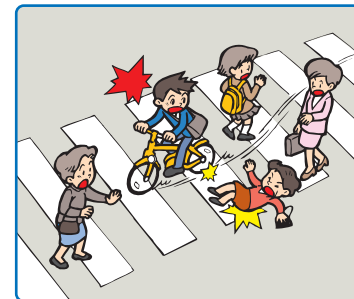
※「並進可」の標識がある場合は、横に並んで走ることができます。



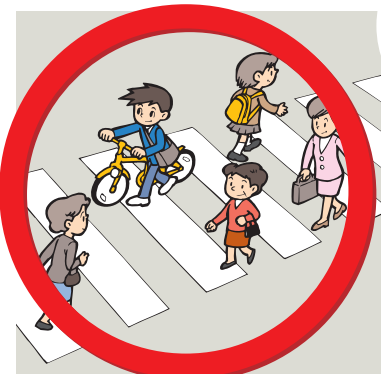
やめよう! /

STOP 歩行者がいるときの横断歩道通行 

横断歩道では、スピードを落とすとともに、歩行者を優先し、邪魔にならないよう自転車から降り、押して渡りましょう。また、「自転車横断帯」があるときは、自転車に乗ったままそこを通行しましょう。



罰金 2万円以下の罰金



横断歩道に歩者がいないときは、自転車に乗って通行できます。



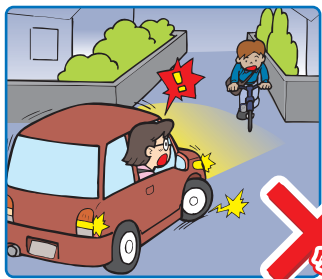
横断歩道・自動車横断帯



自動車横断帯



やめよう!

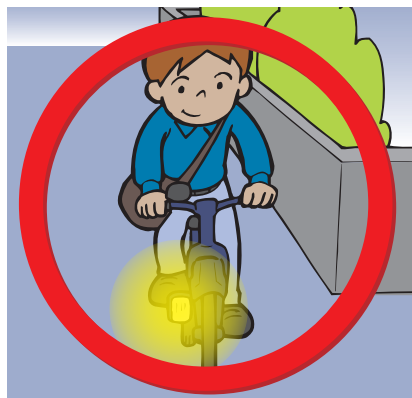


夜はもちろん、昼でも暗い場所(トンネルなど)を通行するときはライトをつけなければなりません。無灯火では歩行者や車の運転者などから見落とされやすく、危険です。**必ずライトを点灯しましょう。**

罰則
5万円以下の罰金



夜は必ずライトをつけましょう。



駐輪マナーを守りましょう!

歩道上などに自転車を放置すると、歩行者の通行の妨げになるばかりでなく、特に車椅子での移動が必要な方や目の不自由な方の安全な通行の妨げとなります。**自転車は駐輪場にとめましょう。**



路上などに放置すると条例に基づき撤去されることがあります。

道路や公園、その他の公共の場所に自転車等を放置すると、“放置禁止区域”では即日撤去、“放置禁止区域以外”では3日以上での撤去されることがあります。撤去されると返還時に自転車2,000円、原動機付自転車4,000円が必要です。また、撤去後2ヶ月を経過しても引き取りのない自転車等は市で処分します。



放置禁止区域 (平成22年1月末現在)

地下鉄

西28丁目、北12条、環状通東、白石、新さっぽろ、中の島、月寒中央、真駒内、琴似、新道東、大谷地

JR

札幌、新川、白石、星置、手稲、琴似、稲積公園

自転車事故

Bicycle accident

交通事故の代償

— そのときあなたに何が起る!?

交通事故3つの責任

車やバイクを運転する人には、法律によってさまざまな義務が課せられています。車を運転して交通事故を起こすと、懲役や罰金など刑事上の責任や、被害者に対する損害賠償など民事上の責任、あるいは免許停止など行政上の責任を問われます。交通事故は、被害者ばかりでなく加害者にとってもたいへん重い苦渋を強いることになるのです。

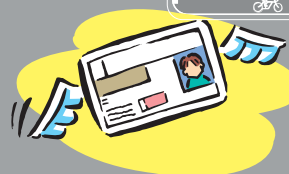
1 刑事上の責任

懲役、禁固、罰金などの処罰をうけます。



2 行政上の責任

免許の停止処分や取消処分をうけます。



3 民事上の責任

被害者に損害賠償をしなければなりません。



道路交通法上では、自転車も車やバイクと同じ「車両」の仲間です(同法第2条第1項第8号で定める「軽車両」のひとつ)。自転車を運転していて交通事故を起こし、歩行者に危害を加えるなどすれば、重過失の罪等で刑事責任や民事責任といった社会的責任が問われることがあり、運転免許を持っている人は行政処分の対象となる場合があります。

next... 事例紹介

交通事故の代償



問われる責任

Responsibility

具体的に損害賠償の民事責任を問われた事例

無灯火の自転車が歩行者に衝突。

損害賠償
3,120万円



薄暗い道路の左側を無灯火で走っていた中学生の自転車と、対向して歩いていた歩行者が電柱を避けて車道に出た際に衝突。歩行者は頭部外傷により後遺障害2級の障害を負った。

事故状況

無灯火で携帯電話を使用し歩行者に衝突。

損害賠償
5,000万円

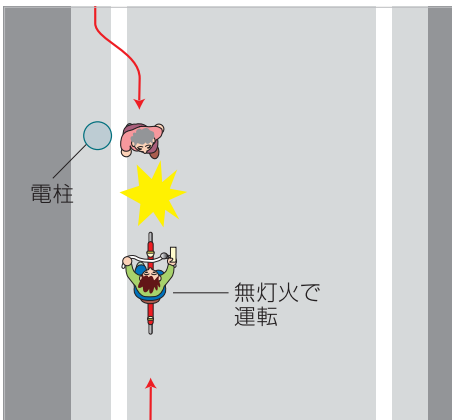


夜、無灯火で自転車に乗っていた女子高校生が携帯電話を使用していてその画面に気をとられ、前方の歩行者に気付かないまま衝突して転倒させ、歩行困難となる後遺障害を負わせ職まで失わせた。

判決

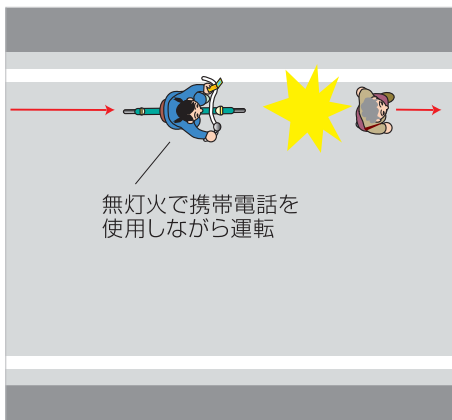
薄暗い道路を無灯火で通行していた自転車側に過失があると約3,120万円の賠償支払いを命じた。両親も監督責任があったと損害賠償請求をされたが、被告の日常生活に問題がなかったことから両親は責任を問われなかった。

(平成14年9月27日、名古屋地方裁判所判決)



自転車側が携帯電話に気を取られ、前方に注意を欠いたまま自転車を進行させたこと、転倒と後遺障害との因果関係も認め、約5,000万円の賠償支払いを命じた。

(平成17年12月23日、横浜地方裁判所判決)



※図は事故概要の解説図であり、実際の事故状況を正確に再現したものではありません。



損害賠償の減額も

Compensation for damages

被害者の自転車側に過失があり、過失相殺の判決(損害賠償の減額等)を受けた事例

左右の安全を確かめず飛び出し、普通乗用車と衝突。

過失相殺
60%



広い道路と団地内道路との交差点を直進(横断)しようとした自転車と普通乗用車が出会い頭に衝突。団地出入口交差点から約10メートル先には横断歩道があった。

事故状況

一時停止せず交差点を進行し、乗用車と衝突。

過失相殺
55%

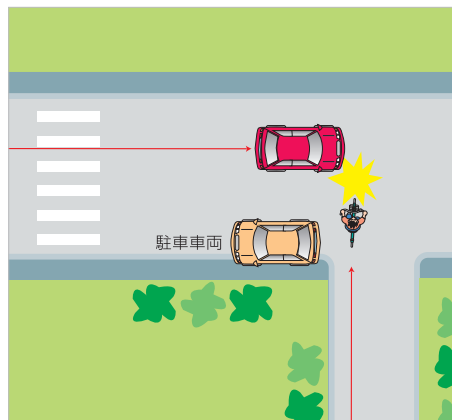


交差点を左折中の貨物自動車の陰から、一時停止の標識を守らず進行した自転車が、交差道路を左から走ってきた乗用車と衝突。

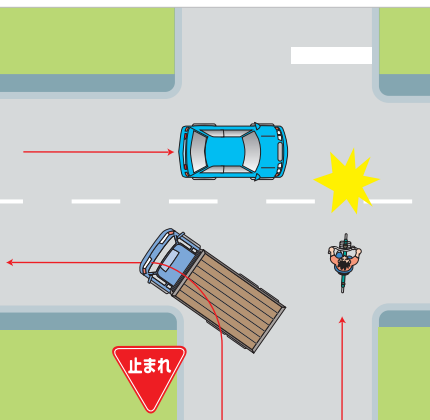
判決

団地内道路から広い道に出る際、交差点付近に駐車車両があって見通しが悪かったため、自転車は一旦停止して左右の確認をすべきであったが、これを怠り飛び出したとして過失相殺は60%とされた。

(平成13年4月20日、名古屋地方裁判所判決)



※図は事故概要の解説図であり、実際の事故状況を正確に再現したものではありません。



(平成11年9月24日、横浜地方裁判所判決)

自転車事故

多発パターン

これだけは
注意しよう!!

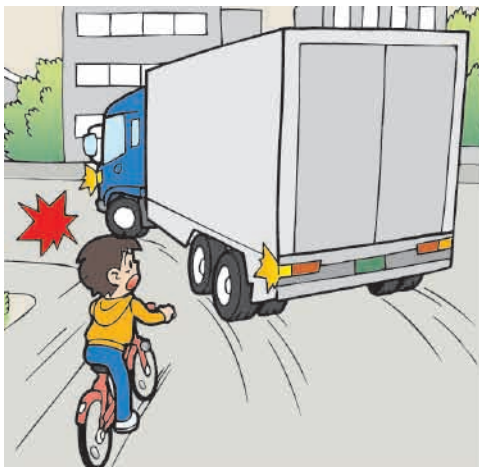


- 「一時停止」を忘れたり、見落とししたりして
出会い頭に衝突。



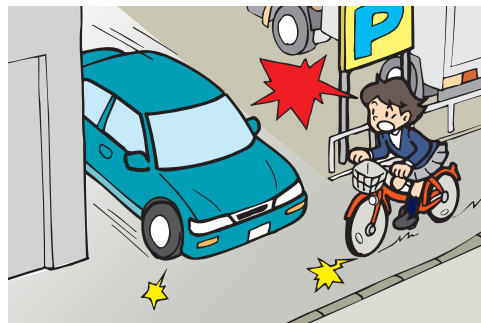
「一時停止」標識の無視や見落としは事故に直結します。標識を確実に守ることはもちろん、路地から広い道路に出るときや見通しの悪い交差点を通るときなども、一時停止や徐行を忘れずに。

- 左折する大型車に
巻き込まれるように衝突。



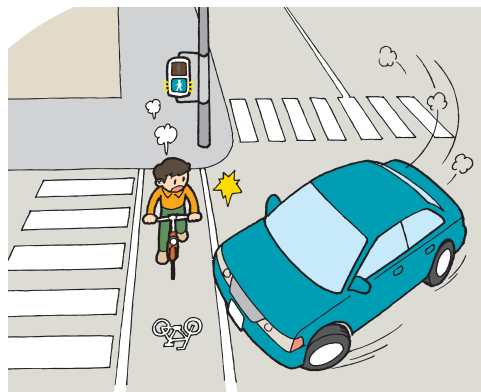
左折する大型車の死角に自転車が入り、大型車の内輪差によって巻き込まれます。交差点の近くで、左折車と並んだら、その左折車をやり過ごしてから進行しましょう。

- 路地や駐車場から出てきた車と衝突。



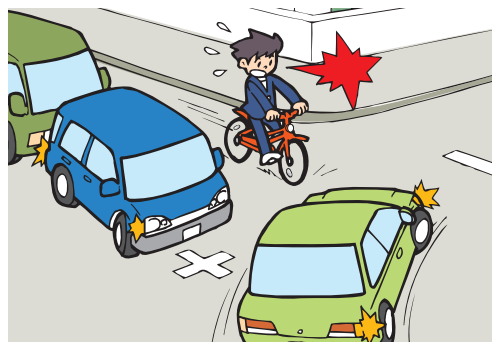
路地やコンビニなどの駐車場、また、住宅の車庫や敷地内などから、車が急に出てくることがあります。このような出入口の近くでは左右の安全確認をするなど、注意して走りましょう。

- 自転車横断帯を通行中、右・左折車と衝突。



自分の進む方向の信号が青でも、他の車も同じ青信号で右・左折してくることがあります。運転手が自分に気づいているか周囲の車の動きを確かめながら横断しましょう。

- 右折してきた対向車と衝突。



右折待ちや渋滞で停止（徐行）している車のかげから対向車が右折してきたり、交差道路の車が急に出てくることがあります。信号のない小さな交差点を通過するときは特に注意しましょう。